

令和6年 下呂市農業委員会第11回総会議事録

開催日時	令和6年11月5日 13:00～16:00
開催場所	下呂総合庁舎 大会議室
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏 (推) 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 11 番 二村 昭司 12 番 小林 寿 15 番 中島 尊治 16 番 福井 順也 17 番 中島 次郎 (推) 18 番 二村 正明 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	3 番 大森 公治 (推) 13 番 川口 太三 (推) 14 番 鎌倉 誠也 20 番 中桐 由起子 (推) 24 番 日下部 道男 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 44 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 45 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 46 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 47 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について 議事 48 号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について 議事 49 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数14名、本日の出席数13名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第11回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 12 番 小林 寿 委員 15 番 中島 尊治 委員 をお願いいたします。
会 長	議題第44号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2～3ページをお開きください。こちらの案件につきまして、事務局説明をお願いいたします。
会 長	農地法第3条申請3件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。
今回の申請内容については、無償による所有権移転が1件、有償による所有権移転が2件提出されています。

番号1については農振農用地ではありません。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号2については、農振農用地です。譲渡人は遠方に居住しており管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。譲受人は愛知県に在住していますが、隣接する住宅を購入し、年間150日以上下呂市に訪れるとのことです。また、下呂市内の農業経験のある方に協力を仰ぎながら管理をします。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

番号3については農振農用地ではありません。譲渡人は業務が忙しく管理ができないため譲渡するものであり、譲受人は申請地を譲り受け農業に励むものです。全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画は未策定です。

以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

1番

1番について説明します。場所は駅から降りてきた道の裏です。譲渡人は、遠方に住んでおり、管理できないため、無償で渡したいとのことであり、問題ありません。

15番

2番について説明します。場所は御厩野の***から北へ500mくらいの位置です。隣接する住宅も併せて購入し管理するというので問題ありません。

18番

3番について説明します。場所は東上田地区の***公民館の西側です。譲受人は農地を委託され管理していたため、問題ありません。

会長

状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請3件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長

ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会長

議題第45号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の4ページをお開きください。

会 長	農地法第4条許可申請1件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第45号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、面積については畑11㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を一般個人住宅の石垣として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま す。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。</p>
15番	1番について説明します。申請地は***の近くです。家の横に谷が流れており、川沿いの工事があった際に手続きが全て完了していると思い込んでいたということです。今回自分の土地を整理しようとしたところ、農地法許可が未申請であることに気付いたとのことであり、問題ありません。
会 長	状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請1件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
会 長	ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。
会 長	<p>議題第46号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。</p> <p>議案の5ページをお開きください。</p>
会 長	農地法第5条許可申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第46号農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が1件、集合住宅等への転用が1件、面積については畑307㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を譲り受け、共同住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま</p> <p>番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内に金山振興事務所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま</p> <p>以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。</p>
18番	<p>1番について説明します。場所は***付近の線路を越した西側になります。譲渡人は遠方に居住しています。譲受人は集合住宅の駐車場として利用したいということです。現地は住宅地の中ですので、問題ありません。</p>
26番	<p>2番について説明します。場所は***から50m程の位置です。譲受人はすぐ近くに農地と住宅を所有しており、駐車スペースとして利用したいということです。周りは全て宅地ですので問題ありません。</p>
会 長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請2件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。</p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。</p>
会 長	<p>議題第47号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について別紙のとおり集積計画案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第47号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明させていただきます。今回は、賃貸借が1件提出されています。</p> <p>番号1は、これまで基盤法で農業者に貸し付けていた農地を、農畜産公社に貸し付け畑として利用するものです。</p> <p>以上、農用地利用集積計画案の意見決定について審議をお願い致します。</p>
会 長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>

会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について別紙のとおり促進計画素案が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第48号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用促進計画素案の意見決定について説明いたします。</p> <p>農地中間管理事業法に基づき市長より農用地利用促進計画素案の意見照会があったため、農業委員会の意見を求めるものであります。議案のA3の農用地利用促進計画素案をご覧ください。今回は権利設定が2筆提出されています。向かって左部分は土地所有者の情報、右側が新たに権利を受ける者として審議していただく素案となっています。権利設定の借受希望農業者は1名で、認定農業者です。えごまを栽培する予定です。</p> <p>次に今後のスケジュールについて説明します。本日の農業委員会で意見決定後、市より農地中間管理機構に対し農用地利用促進計画案を提出し、県で正式に認可され、12月28日から10年間権利設定されることとなります。</p> <p>以上、農用地利用促進計画素案の意見決定について審議をお願い致します。</p>
会 長	<p>ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。</p>
会 長	<p>ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案の意見決定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。</p> <p>【挙手全員】</p>
会 長	<p>ご異議ないものと認め、原案の通り承認いたします。</p>
会 長	<p>議案第49号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について意見を決定したく提案いたします。市担当者説明をお願いします。</p> <p>【市担当者による口述（別紙の通り）】</p>
6番	<p>番号3について、申請地付近が資材置場に転用済みと見受けられるが、周辺は農地でしょうか。</p>

事務局	山林であり、農地ではありません。
6番	番号12について、最終的に桑園にするのであれば、農振除外をする必要は無いのではないか。
市担当者	3年以上かかるため、除外の申請をしています。
6番	完成後は、農振に編入する予定でしょうか。
市担当者	申請者とは編入の話はしていません。
6番	申請者は養蚕をおこなっていますか。
事務局	養蚕を行っています。織物ではなく健康食品として活用する方向性で進めているとのことです。別の場所でも桑園を所有しており、今後事業を拡大する予定とのことです。
事務局	農業委員会の意見としてまとまるようであれば、一時転用の完了後は農振地に編入するべきという意見を示すことも可能です。
15番	資材置場にすると、他の地目にするのではないかとということから何か特別な手続きが必要だったのではないかと。教えてほしい。
事務局	行政書士に一時的に資材置場にしたらと、別の物に転用することはないか確認しています。3年間の間、半年毎に写真とともに状況報告の必要があり、3年間の間に別の物になっていると虚偽の申請ではないかと疑われるため、確認しました。
15番	3年後はどうなるかわからないということでしょうか。
事務局	3年後は報告の義務はありません。
6番	農振除外をした後に3年たっても転用がされていない案件があるはずなので、市担当として追跡調査が必要だと思う。番号12については農振編入を希望するという意見を付したほうが良いと思います。
15番	ほ場整備的などころもあり、埋めるために外すので、農地に戻るのであれば農振に編入するよう意見を示すということで良いと思う。
会長	番号12については意見を示すかについて最後に議決をとります。

11番	空き家等紹介制度を利用するという記載があるが、この一言で除外申請が許可されるのでしょうか。
市担当者	始末書が添付されており、本来ではないですが既に転用されてしまっています。空き家等紹介制度に登録するために農振除外を申請しています。
11番	空き家の買い手が決まっているということでしょうか。
市担当者	買い手は決まっています。
8番	申請者は転用したいから除外申請をしているのだから、農振が除外されれば転用も可能と思うのではないかと。農振除外の判断は慎重に行う必要がある。
6番	空き家等紹介制度に登録するためというのは理由にならないと思う。
11番	農振除外の判断の基準が緩くなっているような気がするので市の担当者はよく検討してほしい。
5番	農振地は優良である農地を守るために必要だと思う。今回の申請は優良な農地ではないので、除外しても良いのではないかと。今回の申請農地を農振地として残しても耕作はできないと思う。
市担当者	今回申請されたような農地を農振に残しておいて意味があるのかという考えも必要だと思います。
6番	農振地は守らなければならないテリトリーだと思う。農振除外は目的がある場合にやむを得ず認めるものではないかと。空き家等紹介制度に登録するという理由で農振除外を認めるべきではないと思う。将来の目的が何もない。今回の申請を認めると前例になってしまう。農振農用地があるから様々な補助事業が受けられることを忘れてはいけない。
市担当者	取り下げるか、理由を示しなおすか申請者に確認します。理由を示しなおした際は、再度審議をお願いします。
会長	日を改めて、審議を行います。
6番	番号17についてですが、複数の農地が申請されているが、除外に年数がかかるため、ついでに申請している農地もあるのではないかと。目的・必要性・将来の展望を確認して受け付けてほしい。

事務局 利用目的がわかりにくいため、今後は土地利用計画を添付するように検討します。

会長 番号12については、再度農振地に編入してもらうように意見を示すこととしたいと思います。
番号10と15については、申請の取り下げが無い限り、11月19日に再度審議を行います。

会長 番号12と番号10と番号15以外については意見が無いようですので、意見無しで良い方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長 番号12と番号10と番号15以外は意見無しとします。

会長 以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。

15番 農振除外の申請位置がわかるようにもっと引いた地図があると良い。
農地転用の議案の写真については、データで送ってもらえれば紙で郵送する必要は無いのではないかと。

事務局 タブレットの活用状況によりますので、皆さんの意見をお伺いしながら、データへ移行します。次の改選からは完全にデータに移行する予定です。

4番 活動報告書をタブレットで報告できないでしょうか

5番 タブレットで入力をしてみましたが、紙で入力するほうが手間が少ないです。

事務局 事務局としてもタブレットでの入力を検討しましたが、一旦入力した際に訂正できないなど、紙のほうが良いという判断をしています。

会長 以上をもちまして、第11回 下呂市農業委員会を閉会します。

16時00分閉会

※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った

本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。

下呂市農業委員会

番

番